

平成29年6月28日

株 主 各 位

秋田市山王三丁目2番1号

株式会社 **秋 田 銀 行**

取締役頭取 新 谷 明 弘

第114期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当行第114期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

- 1 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
本件は、上記事業報告および計算書類の内容を報告いたしました。
- 2 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。（期末配当金は1株につき3円50銭と決定いたしました。）

第2号議案

株式併合の件

本件は、原案のとおり、平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式について、10株を1株の割合で併合することについて承認可決されました。

第3号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。変更内容は次のとおりであります。

- 1 第2号議案「株式併合の件」の承認可決による株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を6,874万5千5百株に減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。（本変更の効力発生日は平成29年10月1日であります）
- 2 補欠監査役の選任決議に関する規定である第32条第1項の根拠条文を、会社法第329条第2項から会社法第329条第3項に変更いたしました。

第4号議案 取締役11名選任の件

本件は、原案のとおり取締役に湊屋隆夫、新谷明弘、佐々木利幸、高田眞千、工藤孝徳、半田直樹、豊口祐一、諸橋正弘の8氏が再選され重任し、加藤尊、土谷真人、辻良之の3氏が新たに選任され就任いたしました。

なお、豊口祐一、諸橋正弘、辻良之の3氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(以 上)

なお、本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役および役付取締役に次の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

取締役会長 (代表取締役)	湊 屋 隆 夫
取締役頭取 (代表取締役)	新 谷 明 弘
専務取締役	佐々木 利 幸
専務取締役	高 田 眞 千
常務取締役	工 藤 孝 徳
常務取締役	半 田 直 樹

□ 期末配当金のお支払いについて

□座振込および株式数比例配分方式をご指定の株主さまには、「配当金計算書」および「配当金振込先ご確認のご案内」を同封いたしましたので、ご確認ください。

その他の株主さまには、「期末配当金領収証」および「配当金計算書」を同封いたしましたので、お近くのゆうちょ銀行または郵便局で払渡期間内（平成29年6月29日から平成29年7月31日まで）にお受け取りください。

□ 株式併合にともなう当行株式のお取扱について

当行は、本日開催の第114期定時株主総会において、平成29年10月1日をもって、普通株式10株を1株に併合することおよび単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。

なお、この株式併合および単元株式数の変更にともなう株主様による特段のお手続きはございませんので、念のため申し添えます。（同封の「株式併合および単元株式数変更に関するQ&A」をご参照ください。）

(以 上)

(ご参考)

株式併合および単元株式数の変更に関するQ & A

決議通知にてご案内のとおり、本日開催の第114期定時株主総会において、株式併合および定款一部変更にかかる議案が原案のとおり可決されましたので、当行は平成29年10月1日をもって当行の単元株式数を1,000株から100株に変更し、普通株式10株を1株にする株式併合を実施いたします。

つきましては、株式併合および単元株式数の変更に関して、よくあるご質問をおまとめしましたので、ご案内申しあげます。

Q 1 株式併合とはどのような意味ですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とするものです。当行においては、10株を1株に株式併合を行うことを予定しております。

Q 2 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

A. 単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数です。

現在の当行の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。

Q 3 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由を教えてください。

A. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。このため、当行は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

一方で、全国の証券取引所では望ましいとする投資単位を5万円以上50万円未満と定められています。当行が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合（10株を1株に併合）を実施し、当行株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

Q4 投資単位はどうなるのですか。

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、10株を1株に併合したうえで、単元株式数を1,000株から100株に変更します。したがって、併合後の100株は併合前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、**実質的には現在の投資単位に変動が生じないことになります。**

Q5 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A. 株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当行では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	6,000株	6個	600株	6個	なし
例2	3,500株	3個	350株	3個	なし
例3	1,505株	1個	150株	1個	0.5株
例4	304株	なし	30株	なし	0.4株
例5	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例3、例4、例5）、すべての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払させていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様（上記、例5）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となりますが、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例3、例4、例5の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増または買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人ま

でお問い合わせください。

Q 6 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響は与えないのですか。

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別とすれば、株主様が所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。

なお、端数が生じる場合の処理については上記Q 5をご参照ください。

Q 7 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

A. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、**業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。**ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、端数株式につきましては、Q 5に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 8 具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成29年6月28日	定時株主総会
平成29年9月26日	現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	売買単位が1,000株から100株に変更されます。 株価に株式併合の効果が反映されます。
平成29年10月1日	株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

Q 9 株主自身で、何か必要な手続きはありませんか。

A. 特に必要な手続きはございません。

なお、上記Q 5に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払させていただきます。

※ 株主名簿管理人（お問い合わせ先）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
電話番号：0120-232-711
受付時間：平日9:00～17:00

(以 上)